

新設される「社会医療法人」 ～その設立・運営における実務ポイント～

1 制度の概要

Q 社会医療法人とはどのような法人ですか。

A

ポイント

- ・社会医療法人は税法上の法人ではなく、医療法上の法人
- ・認定機関は都道府県知事
- ・社会医療法人の認定要件である「救急医療等確保事業の実施」は非常に厳しい要件である
- ・社会医療法人制度の趣旨は、社会医療法人が赤字経営の続く自治体病院の受け皿となること

社会医療法人とは、医療法人のうち、一定の公的要件（表1）を満たし、都道府県知事より認定を受けたものをいう。特定医療法人は、租税特別措置法上の法人であるが、社会医療法人は、医療法上の法人である。

社会医療法人は、小児救急医療、災害医療、へき地医療等の救急医療等確保事業を行うことが義務づけられている。救急医療等確保事業として表2に示すような事業が例示されているが、当該事業を実施している医療法人は一部の急性期病院に限られており、非常に高いハードルとなっている。

社会医療法人制度創設の趣旨は、社会医療法人が不採算経営の続く自治体病院をはじめとした公的医療機関を受け皿として担うことにある。従来、救急医療、へき地医療等の公益性の高い医療は自治体病院が中心として担ってきたが、公益性の高い社会医療法人が当該医療を実施することにより地域住民のニーズに応えることになる。

社会医療法人の施行期日は平成19年4月1日であるものの、税制との関連で、厚生労働省ではその認定を平成20年4月1日以降とする見込のようである。

【表1 社会医療法人の認定要件】

根拠法令	医療法
認定機関	都道府県知事
法人種類	・財団または持分の定めのない 社団 ・解散等した場合の残余財産は 医療法人等に帰属
同族要件	3分の1以下であること
財務諸表監査	一定規模以上の場合義務づけ
事業要件	救急医療等確保事業の実施
その他	特別の利益供与の禁止

【表2 救急医療等確保事業の例】

休日診療、夜間診療等の救急医療
 周産期医療を含む小児救急活動
 へき地医療・離島医療
 重症難病患者に対する継続的な医療
 すべての感染症に係る患者を診療する医療
 筋萎縮性側索硬化症（ALS）など継続的な在宅療養を必要とする患者に対する医療
 や当該患者の療養環境の向上を図る活動
 災害など緊急時に対応する医療（災害医療）
 精神救急医療
 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく指定医療機関が行う医療
 患者を早期に社会復帰に結びつける医療連携に関する活動
 医療安全及び疾病予防に関する先進的な活動であって、患者や地域の医療機関に対し無償で相談助言や普及啓発を行う活動
 質の高い医療従事者の確保・養成に関する活動
 高度な医療技術を利用した研究開発であって、患者や地域の医療機関に対し当該研究結果情報を無償で提供する活動
 治療との有機的な連携による治験（活動）

2 収益業務の範囲

Q

社会医療法人の認定を受けるとどのような収益業務を実施できるのでしょうか？

A

ポイント

- ・収益業務の範囲はまだ明らかにされていない
- ・特別医療法人の収益業務の範囲が参考となる
- ・不動産売買業、金融業等を除き広範囲の収益業務を実施できると想定される

社会医療法人の実施可能な収益業務の範囲については、平成 19 年 3 月あたりに通知により公表される予定であるが、特別医療法人の収益業務の範囲を参考にすると思われる。社会医療法人制度は、特別医療法人制度を見直すことにより創設された制度だからである。

特別医療法人の収益業務の範囲は、日本標準産業分類（平成 14 年総務省告示第 139 号）に定める下記の 13 分類の業務である（表 3）。表 4 の業務（不動産売買業、金融保険業等）を除き、定款又は寄附行為に定めるところにより大部分の収益業務を行うことが可能とされている。

3 税制上の優遇措置

Q

社会医療法人の認定を受けるとどのような税制上の優遇措置を受けることができるのでしょうか？

A

ポイント

- ・社会医療法人の法人税率は当面 30%
- ・特定医療法人が社会医療法人の認定を受けた場合は 22%
- ・寄附金の優遇措置も検討事項

社会医療法人に係る法人税率等の優遇措置については、平成 19 年税制改正大綱に記述されず、長期検討事項とされた。社会医療法人の税制上の優遇措置は公益法人制度改革と併行して検討されており、公益法人制度が施行される予定の平成 20 年中までの検討事項とされたからである。

したがって、持分の定めのある社団医療法人が社会医療法人の認定を受けても、平成 20 年中の公益法人制度施行までは法人税率は 30% のままである。ただし、特定医療法人が社会医療法人の認定を受けた場合は、22% の法人税率が適用される（図 1）。

【表 3 日本標準産業分類に定める 13 業務】

- | | | |
|---------|-----------------|---|
| ・ 農業 | ・ 運輸業 | ・ 医療、福祉（病院、診療所または介護老人保健施設に係るもの、および医療法第 42 条各号に掲げるものを除く） |
| ・ 林業 | ・ 卸売・小売業 | ・ 教育、学習支援業 |
| ・ 漁業 | ・ 不動産業（売買行為を除く） | ・ 複合サービス事業 |
| ・ 製造業 | ・ 飲食店、宿泊業 | ・ サービス業 |
| ・ 情報通信業 | | |

【表 4 行うことのできない収益業務及びその理由】

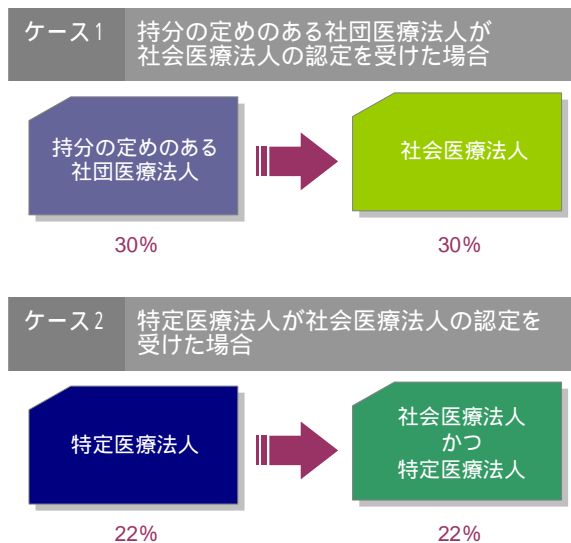
産業分類	行うことができない理由
鉱業	設備産業であり、その性質上外部からの借入金に依存し、財務体質を悪化させる可能性がある。
建設業	
電気・ガス・熱供給・水道業	
金融・保険業	資金の融通、保険料の払込・支払を反復継続して行うため、負債比率が必然的に大きくなり、財務体質を悪化させる可能性がある。
不動産業（建物売買業、土地売買業）	不動産を買い入れて販売するため、継続的に外部からの借入金が必要となることから、財務体質を悪化させる可能性がある。
公務	官公署の本来業務であり、医療法人が行うことができない。
分類不能の産業	日本標準産業分類において、具体的な内容が定められていない。

（医療経営の非営利性等に関する検討会 第 7 回配布資料より）

また、社会医療法人に寄附をした場合に寄付者に寄附金控除を認めるといった寄附金の優遇措置も同時に検討事項となっている。

なお、持分の定めのある社団医療法人が社会医療法人に移行する場合の課税関係については、平成19年税制改正大綱でも明示されておらず、移行時の課税リスクが残されている点についても留意が必要である。

【図1 公益法人制度施行までの社会医療法人の法人税率】



【平成19年税制改正大綱より社会医療法人該当部分を抜粋】

公益法人制度改革については、制度の詳細設計を踏まえ、平成20年中に予定される新制度施行までの間に、それに対応した税制上の措置を講ずる。具体的には、新たな制度の下で公益性の認定を受ける法人の課税対象範囲、税率等について、公益的な事業活動が果たす役割の重要性に配慮しつつ適正な課税の確保を図る観点から、公益的な事業として行う事業の内容や営利競合の排除の必要性等を踏まえ、検討する。

また、公益性の認定を受ける法人やその寄附者等が寄附金税制の適用を受けるための要件、手続等のあり方を検討するとともに、認定NPO法人制度について、所要の検討を行う。

東日本税理士法人 長 英一郎